

● **破産管財人等の口座開設における特殊口座開設手数料の新設について**

お客様各位

令和7年9月30日

日頃は、当金庫に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

高知信用金庫は、令和7年10月1日（水）から、破産管財人等の口座開設における特殊口座開設手数料を、下記のとおり新設いたしますのでお知らせします。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日

令和7年10月1日（水）

2. 新設する手数料

特殊口座開設手数料

3. 対象のお取引

以下の口座の開設または既存口座の下記名義への変更時に特殊口座開設手数料を申し受けます。

- ・破産管財人口座
 - ・相続財産管理人口座
 - ・相続財産精算人口座
 - ・不在者財産管理人口座
 - ・遺言執行者・遺産整理受任者等の一時的な財産管理に利用する口座
- ※上記名義人の個人・法人は問いません。

4. 手数料金額

15,400円（税込）

以 上